

平成19年12月21日

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画の認定について
(平成19年12月21日 諮問第42号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

比較審査の結果（概要）

開設指針の規定(比較審査基準)	A社	B社	C社	D社	
1-1 より広範な地域においてより早期に電気通信役務を提供するための特定基地局を配置する計画を有していること	B+	B	A	B-	
1-2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力がより充実していること	B+	B	A	B	
1-3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること	B	B	B	B	
1-4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること	A	B	B+	B	
1-5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること	B	B	B	B	
1-6 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること	B	B	B	B	
2-1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するためのより優れた技術を導入すること	B	B	B	B	
2-2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策がより充実していること	B	B	B	B	
2-3 小セル化及び空間多重技術の導入による収容効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するためのより優れた技術の開発及び導入をする計画を有していること	A	B	A	B	
3-1 本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的な計画を有していること	B+	A	B	B	
3-2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。	B-	B	B+	A	
比較審査結果	A社	B社	C社	D社	
<凡例>	A	2	1	3	1
A 他社に比べて優位であると認められる。	B+	3	0	2	0
B+ 他社に比べて差を有する点が認められる。	B	5	10	6	9
B 他社と同等と認められる。	B-	1	0	0	1
B- 他社に比べて差を有する点が認められる。	C	0	0	0	0
C 他社に比べて劣位であると認められる。					

参考:A=2、B+=1、B=0、B-=-1、C=-2とした場合の点数 6点 2点 8点 1点

比較審査の結果

一 開設計画の適切性、計画実施の確実性					
比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>1 より広範な地域においてより早期に電気通信役務を提供するための特定基地局を配置する計画を有していること</p> <p>1 サービス開始予定時期 2 人口カバー率 3 特定基地局の展開(サービス提供区域) 4 特定基地局の展開(屋内へのサービス提供)</p>	<p>評価:B+</p> <p>○2009年4月からサービス開始予定。 ○人口カバー率、基地局の設置計画については、開設計画3年目の2010年までに33%(41%)、開設計画最終年の2012年までに90%以上の人口カバー率の実現を目指す計画。</p> <p>なお、基地局の面的展開に当たっては、現行の基地局の設置場所をほぼそのまま利用できること(参照-2)、技術的能力に支障はないこと(参照-3)、財政的基礎の面で実行可能な計画(参照-4)が示されている。</p> <p>○屋内へのサービス提供については、2012年までに屋内用の基地局を7,000局設置してサービス展開を図る具体的な計画を有している。</p>	<p>評価:B</p> <p>○2009年3月初めサービス開始予定。 ○人口カバー率、基地局の設置計画については、開設計画3年目の2010年までに71%、開設計画最終年の2012年までに78%の人口カバー率の実現を目指す計画。</p> <p>なお、基地局の面的展開に当たっては、認定後に基地局の設置場所の特定に着手する予定である(参照-2)一方、技術的能力に支障はないこと(参照-3)、財政的基礎の面で実行可能な計画(参照-4)が示されている。</p> <p>○屋内へのサービス提供については、WiFiの併用やビームフォーミングの実用化を検討するとしている。</p>	<p>評価:A</p> <p>○2009年2月末サービス開始予定。 ○人口カバー率、基地局の設置計画については、開設計画3年目の2010年までに76%、開設計画最終年の2012年までに90%以上の人口カバー率の実現を目指す計画。</p> <p>なお、基地局の面的展開に当たっては、基地局の設置場所の確保が進んでいること、基地局整備費用の低減が実現されること(参照-2)、技術的能力に支障はないこと(参照-3)、財政的基礎の面で実行可能な計画(参照-4)が示されている。</p> <p>○屋内へのサービス提供については、2012年までに屋内用の基地局を約19,000局設置してサービス展開を図る具体的な計画を有している。</p>	<p>評価:B-</p> <p>○2009年3月初めサービス開始予定。 ○人口カバー率、基地局の設置計画については、開設計画3年目の2010年までに47%、開設計画最終年の2012年までに64%の人口カバー率の実現を目指す計画。</p> <p>なお、基地局の面的展開に当たっては、認定後に基地局の設置場所の特定に着手する予定である(参照-2)一方、技術的能力に支障はないこと(参照-3)、財政的基礎の面で実行可能な計画(参照-4)が示されている。</p> <p>○屋内へのサービス提供については、WiFiの併用やビームフォーミングの実用化を検討するとしている。</p>	<p>・各社とも2009年前半のサービス開始を予定。 ・人口カバー率については、認定の有効期間中(2012年迄)に全国ベースでA社は91%(92%)、C社は93%の人口カバー率を達成する計画である一方、B社の計画は同78%、D社の計画は同64%。但し、サービス開始期限である認定後3年を経過した時点(2010年)では、全国ベースでA社が33%(41%)、C社が76%の人口カバー率である一方、B社は同71%、D社は同47%。(括弧内の数値の扱いは同左) ・屋内へのサービス提供については、A社とC社が具体的な計画を有する。2012年度末時点の屋内基地局開設数はA社が7,000、C社が約19,000。</p> <p>・以上のことから、各社のサービス開始時期に顕著な差が認められない中で、基地局の設置場所の確保、技術的能力、財政的基礎なども考慮した上で、認定期間中(2012年迄)に基地局の整備をより広範に行う計画を有すると認められるA社とC社を評価した。 ・A社とC社については屋内へのサービス展開について具体的な計画を有する点も評価。他方、両社の間の2010年時点の人口カバー率の差を考慮した。 ・上記2社に対して面的整備の点で差が認められるB社及びD社については、2010年時点及び2012年時点の人口カバー率の差も考慮した。 ・これらを総合し、A社をB+、B社をB、C社をA、D社をB-と評価した。</p>
	<p>1 サービス開始予定時期 ・サービス開始:2009年4月～</p> <p>2 人口カバー率 ・各管内50%達成:2012年度 ・2012年度末の全国カバー率:91%(92%) ・全国カバー率の推移: 2009年3%(14)、 2010年33%(41)、2011年57%(70)、 2012年91%(92)※括弧内は他3社と同じ算出方法によるカバー率の数値</p> <p>3 特定基地局の展開(サービス提供区域) 2012年度末に846市町村で提供 ・基地局数の推移(累積): 2009年1,498、2010年5,361、 2011年11,359、2012年19,972</p> <p>4 特定基地局の展開(屋内へのサービス提供) 小型基地局を設置してサービス提供 2012年度末までに上記に加え7,000局の屋内用の基地局を開設予定</p>	<p>1 サービス開始予定時期 ・サービス開始:2009/3/1</p> <p>2 人口カバー率 ・各管内50%達成:2011年度 ・2012年度末の全国カバー率:78%</p> <p>・全国カバー率の推移: 2008年16%、2009年49%、 2010年71%、2011年78%、 2012年78%(2013年78%) (2014年91%)</p> <p>3 特定基地局の展開(サービス提供区域) 2012年度末に475市町村で提供 ・基地局数の推移(累積): 2008年1,440、2009年5,685、 2010年10,184、2011年12,652、 2012年14,981</p> <p>4 特定基地局の展開(屋内へのサービス提供) WiFiの併用やビームフォーミングの実用化を検討するとしている。</p>	<p>1 サービス開始予定時期 ・サービス開始:2009/2/28</p> <p>2 人口カバー率 ・各管内50%達成:2010年度 ・2012年度末の全国カバー率:93%</p> <p>・全国カバー率の推移: 2008年9%、2009年55%、 2010年76%、2011年85%、 2012年93%</p> <p>3 特定基地局の展開(サービス提供区域) 2012年度末に1,161市町村で提供 ・基地局数の推移(累積): 2008年600、2009年4,000、 2010年9,000、2011年14,000 2012年19,000</p> <p>4 特定基地局の展開(屋内へのサービス提供) 小型基地局を設置してサービス提供 2012年度末までに約19,000局の屋内用の基地局を開設予定</p>	<p>1 サービス開始予定時期 ・サービス開始:2009/3/1</p> <p>2 人口カバー率 ・各管内50%達成:2012年度 ・2012年末の全国カバー率:64%</p> <p>・全国カバー率の推移: 2008年6%、2009年29%、 2010年47%、2011年57%、 2012年64%(2013年70%)</p> <p>3 特定基地局の展開(サービス提供区域) 2012年度末に405市町村で提供 ・基地局数の推移(累積): 2008年674、2009年3,350、 2010年5,492、2011年7,409、 2012年8,946</p> <p>4 特定基地局の展開(屋内へのサービス提供) WiFiの併用やビームフォーミングの実用化を検討するとしている。</p>	

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力がより充実していること</p> <p>1 基地局の配置と設置場所の確保 2 基地局設備の調達 3 基地局設置の稼働の確保</p>	<p>評価:B+</p> <p>○基地局の配置と設置場所の確保については、<u>現行の基地局と同じ場所を共用するとともに、セル設計なしで柔軟な特定基地局の設置が可能な自立分散方式の技術を採用して置局を進める計画。</u></p> <p>○<u>基地局設備の調達については、特定ベンダと共同開発した設備を調達する計画。当該設備は2008年中に実用化完了、量産開始予定としている。</u></p> <p>1 基地局の配置と設置場所の確保 ・サービス開始当初は、<u>現行の基地局の設置場所及び基地局の設備の一部（鉄塔、アンテナなど）を共用し、基地局（全国で164,000）の設置場所に併設。</u> ・2012年以後はデュアルタイプを導入し、<u>現行サービスの設備更改に合わせて基地局を設置。</u> ・<u>使用されている周波数以外の周波数を自動的に選択する自律分散型システムを採用することにより、セル設計が自在（不要）であり、柔軟な基地局の設置が可能。</u></p> <p>2 基地局設備の調達 ・<u>ベンダとBWAシステムの基地局を共同開発。</u> ・2011年度末まで累計約11,400の基地局を設置予定（参照-1）であるが、<u>実用化、量産開始は2008年を予定。</u> ・2012年度からは現行サービスとのデュアルタイプ基地局を導入予定。</p> <p>3 基地局設置の稼働の確保 ・<u>現行サービスに対して実績のある工事業者との関係を継続。</u></p>	<p>評価:B</p> <p>○<u>基地局設置の候補場所を確保しているものの、具体的な設置場所については、今後セル設計を実施した上で場所の特定に着手するとしている。</u></p> <p>○<u>基地局装置についてはベンダと共同開発中。</u></p> <p>1 基地局の配置と設置場所の確保 ・<u>出資者の関連会社などの携帯電話基地局の設置場所を活用していく計画。基地局の設置場所として約15,000の候補場所を保有。</u></p> <p>2 基地局設備の調達 ・<u>基地局装置についてはベンダと共同開発中。</u></p> <p>3 基地局設置の稼働の確保 ・<u>認定後に工事業者を選定予定。出資者の電気通信事業者に対して工事実績のある業者のリストを申請書に添付。</u></p>	<p>評価:A</p> <p>○<u>既にセル設計を行った上で、目標基地局数の約3割の基地局設置場所を特定し、確保。</u> ○<u>出資者と鉄道の敷地内の利用について覚書を締結済。駅構内など屋内基地局の設置計画作業に着手済。</u></p> <p>○<u>基地局設備の調達については、複数ベンダと共同開発した設備を調達する見通し。</u></p> <p>1 基地局の配置と設置場所の確保 ・<u>基本的に出資者である携帯電話事業者の基地局の設置場所を活用。セル設計を既に行った上で既存事業者の設置場所約6,000局を特定、確保済。</u> ・<u>残りの基地局についても、一部のルーラル地域を除いてセル設計を既に行い、設置場所を確定。</u> ・<u>出資者と駅構内、軌道内やトンネル内などの鉄道敷地内におけるBWAシステムの利用に関する協力の覚書を締結済であり、駅構内など屋内基地局の設置計画作業に着手済。</u></p> <p>2 基地局設備の調達 ・<u>複数ベンダと小型のマクロ基地局を共同開発済であり、開発に参加したベンダから機材を調達する見通し。</u></p> <p>3 基地局設置の稼働の確保 ・<u>工事業者との間で、2008年度は10社体制、2009年度以後は50社体制を確保できるよう調整する計画。</u></p>	<p>評価:B</p> <p>○<u>基地局設置の候補場所を確保しているものの、具体的な設置場所については、今後セル設計を実施した上で場所の特定に着手するとしている。</u></p> <p>○<u>基地局設備の調達については、国内外のベンダの中から認定後に調達先を選定するとしている。</u></p> <p>1 基地局の配置と設置場所の確保 ・<u>通信事業者の基地局の設置場所を停波後に活用していく計画。</u> ・<u>通信事業者の基地局の設置場所のうち、ビルの屋上など約8,700を基地局の設置場所の候補として選定。</u></p> <p>2 基地局設備の調達 ・<u>実用化された汎用設備を調達。認定後にベンダを選定予定。</u></p> <p>3 基地局設置の稼働の確保 ・<u>携帯電話事業者の工事実績のある業者の中から選定する予定。</u></p>	<p>・A社は、<u>現行の基地局の設置場所や現行設備を活用しながら基地局を配置する計画。A社のBWAシステムは自律分散方式であることからセル設計が不要であり、弾力的な設置を実現。</u></p> <p>・C社は、<u>一部のエリアを除き既にセル設計を実施し設置場所を確定。そのうち約6,000局は停波後の事業者の基地局の設置場所を活用する等設置に向けた具体的な計画を有する。また、出資者と鉄道敷地内の利用について覚書を締結済であり、駅構内などの屋内基地局の設置計画にも着手済。</u></p> <p>・これに対し、B社とD社は既存事業者の設置場所を活用する計画であるが、<u>いずれもセル設計や設置場所の確定はなされていない。</u></p> <p>・<u>機材調達については、C社が装置開発を実施済。参加ベンダから調達の見通し。A社、B社は共同開発を実施する一方、B、C、D社のBWAシステムは既に実用化された設備も調達可能。他方、A社のBWAシステムの基地局の実用化、量産開始は2008年の予定。</u></p> <p>・<u>工事業者の人的稼働の確保については、各社とも出資者など（既存事業者）が有する取引関係を活用して業務委託などの調整を行い、必要な稼働を確保する計画。</u></p> <p>・<u>以上のことから、基地局の配置と設置場所の確保については、今後セル設計を実施した上で設置場所の特定に着手するとしているB社、D社に対し、A社が現行基地局の設置場所や一部の現行設備を活用できること、C社はセル設計を既に行い、一部のルーラル地域を除き基地局の設置場所を確保していることを評価した。</u></p> <p>・<u>設備の調達については、共同開発の実施や調達先の選定の進捗に差がみられるものの、B社、C社、D社のBWAシステムは既に実用化された設備を調達可能である一方で現時点においてA社のBWAシステムの基地局が実用化・量産開始に至っていないことに留意した。</u></p> <p>・<u>これらを総合し、A社をB+、C社をA、B社とD社とともにBと評価した。</u></p>

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。</p> <p>1 中継網の確保</p> <p>2 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(技術試験の実施)</p> <p>3 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(無線設備構築・運用の実績等)</p> <p>4 人員、運用体制</p>	<p>評価:B</p> <p>○中継網については、広帯域のサービス提供に必要な回線の調達に向けた計画が示されている。</p> <p>○ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ、運用体制の構築については、実証実験の実績や人員の確保に向けた計画が示されている。</p> <p>1 中継網の確保</p> <p>・中継回線の確保: 現行サービスの基地局の設置場所を共用し、現行の中継回線を活用。</p> <p>2 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(技術試験の実施)</p> <p>東京都港区等でBWAシステムの実証実験を実施。</p> <p>3 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(無線設備構築・運用の実績等)</p> <p>現行の事業で移動通信ネットワークの構築・運用実績。</p> <p>4 人員、運用体制</p> <p>・人員確保を含む運用体制 現行サービスで全国網の運用実績。中継網は現行サービスと重畳する計画。技術要員は現業の人材を活用する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○中継網については、広帯域のサービス提供に必要な回線の調達に向けた計画が示されている。</p> <p>○ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ、運用体制の構築については、実証実験の実績や人員の確保に向けた計画が示されている。</p> <p>1 中継網の確保</p> <p>・中継回線の確保: 中継網は出資者の電気通信事業者及びその関連会社などから調達予定。</p> <p>2 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(技術試験の実施)</p> <p>・技術試験の実施: 出資者の電気通信事業者が東京都港区等でBWAシステムの実証実験を実施。</p> <p>3 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(無線設備構築・運用の実績等)</p> <p>無線設備の運用については出資者の電気通信事業者が支援。同社の事業に移動通信ネットワークの運用実績。</p> <p>4 人員、運用体制</p> <p>・人員確保を含む運用体制 出資者の電気通信事業者に全国網の運用実績。技術要員は出資者の電気通信事業者からの協力及び業務委託などにより確保する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○中継網については、広帯域のサービス提供に必要な回線の調達に向けた計画が示されている。</p> <p>○ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ、運用体制の構築については、実証実験の実績や人員の確保に向けた計画が示されている。</p> <p>1 中継網の確保</p> <p>・中継回線の確保: 中継網は出資者の電気通信事業者の現行のイーサ網を調達予定。</p> <p>2 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(技術試験の実施)</p> <p>・技術試験の実施: 出資者の電気通信事業者が大阪市等でBWAシステムの実証実験を実施。</p> <p>3 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(無線設備構築・運用の実績等)</p> <p>無線設備の運用については出資者の電気通信事業者が支援。同社の事業に移動通信ネットワークの運用実績。</p> <p>4 人員、運用体制</p> <p>・人員確保を含む運用体制 出資者の電気通信事業者に全国網の運用実績。技術要員は出資者の電気通信事業者や鉄道事業者などからの出向により確保する計画。出資者の鉄道事業者の敷地内での利活用に関する計画も有する。</p>	<p>評価:B</p> <p>○中継網については、広帯域のサービス提供に必要な回線の調達に向けた計画が示されている。</p> <p>○ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ、運用体制の構築については、実証実験の実績や人員の確保に向けた計画が示されている。</p> <p>1 中継網の確保</p> <p>・中継回線の確保: 中継網は長距離系事業者などから調達するが、出資者のADSL事業者が利用しているネットワークも活用予定。</p> <p>2 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(技術試験の実施)</p> <p>・技術試験の実施: 出資者のADSL事業者が横浜市等でBWAシステムの実証実験を実施。提携する携帯電話事業者が東京都新宿区などでBWAシステムの実証実験を実施。</p> <p>3 ネットワーク構築・運用の技術的ノウハウ(無線設備構築・運用の実績等)</p> <p>無線設備の運用については携帯電話事業者との戦略的提携を通じて技術的支援を受けることとしている。</p> <p>4 人員、運用体制</p> <p>・人員確保を含む運用体制 出資者のADSL事業者に全国網の運用実績。技術要員は提携する携帯電話事業者からの出向や業務委託などにより確保する計画。</p>	<p>・各社とも既存事業者が経営に参画し、申請者のネットワーク運用を支援するとともに、既存事業者が有する取引関係を活用して業務委託契約などに関する調整を実施。</p> <p>・D社の移動通信ネットワークの運用については、提携を予定する携帯電話事業者から技術的支援を受けることとなっている。</p> <p>・以上のことから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための各社の取組みにおいて顕著な差は認められず、また特定基地局の設置及び運用を円滑に行う能力も十分であると認められるため、各社ともBと評価した。</p>

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること</p> <p>1 設備投資 2 資金調達 3 事業の収益性</p>	<p>評価:A</p> <p>○2012年度末までに全国91%(92%:参照-1)の人口カバー率に対して累計1,113億円の設備投資を計画。現行設備の活用などにより継続的な事業運営のための効率的な計画を有する。</p> <p>○現業に対する設備投資を勘案しても、現行サービスの事業計画に計上される減価償却費から、BWAシステム向けの設備投資額の半分程度は繰り入れることが可能とする計画。</p> <p>○2011年度にBWA事業単体で当期損益の黒字を達成する収支計画を策定。</p> <p>1 設備投資</p> <p>・設備投資額は2012年度までの累計で1,113億円。</p> <p>・現行サービスの設備(設置場所を含む)を活用することなどにより(参照-2)設備投資の効率化を図る。</p> <p>2 資金調達</p> <p>・資金調達については、基本的に全額を現行サービスからの繰り入れによって賄う計画。</p> <p>・申請書に現行サービスの事業計画を添付し、2007年度からの5年間で約900億円の現行サービスの設備投資を実施する一方、合計約1,200億円の純利益と約1,500億円の減価償却費を計上。事業再生時の減価償却の見直しなどにより今後の現業の収益性の回復を予定。</p> <p>・現業の不振などの不測の事態にあっては金融機関からの借入や社債の発行の検討を行う計画。金融機関が関心を表明。</p> <p>3 事業の収益性</p> <p>・単体で2011年度に当期損益の単年度黒字を達成する計画を策定。</p>	<p>評価:B</p> <p>○2012年度末までに全国78%の人口カバー率に対して累計1,981億円の設備投資を計画。</p> <p>○認定後の資金調達について、金融機関の関心表明書を申請書に添付。</p> <p>○2012年度に当期損益の単年度黒字を達成する収支計画を策定。</p> <p>1 設備投資</p> <p>・設備投資額は2012年度までの累計で1,981億円。</p> <p>・申請書において設備投資額の内訳を提示。</p> <p>2 資金調達</p> <p>・資金調達については、資本金700億円、借入金1,300億円、計2,000億円の調達を計画。</p> <p>・認定後の出資については、申請時点の出資者、金融機関が増資に応じる意向を表明。</p> <p>・借入金は、金融機関によるシンジケートローンで調達する計画。金融機関が関心を表明。</p> <p>3 事業の収益性</p> <p>・2012年度に当期損益の単年度黒字を達成する計画を策定。</p>	<p>評価:B+</p> <p>○2012年度末までに全国93%の人口カバー率に対して累計1,323億円の設備投資を計画。低廉な小型基地局の共同開発などにより継続的な事業運営のための効率的な計画を有する。</p> <p>○認定後の資金調達について、金融機関の関心表明書を申請書に添付。</p> <p>○2012年度に当期損益の単年度黒字を達成する収支計画を策定。</p> <p>1 設備投資</p> <p>・設備投資額は2012年度までの累計で1,323億円。</p> <p>・複数ベンダとの低廉な小型基地局の共同開発などにより(参照-2)、設備投資の効率化を図る。</p> <p>2 資金調達</p> <p>・資金調達については、資本金170億円、借入金1,280億円、計1,450億円の調達を計画。</p> <p>・認定後の出資について株主間協定を締結。</p> <p>・借入金は、金融機関からの融資により調達する計画。金融機関が融資の意向を表明。</p> <p>3 事業の収益性</p> <p>・2012年度に当期損益の単年度黒字を達成する計画を策定。</p>	<p>評価:B</p> <p>○2012年末までに全国64%の人口カバー率に対して累計1,496億円の設備投資を計画。</p> <p>○認定後の資金調達について、金融機関の関心表明書を申請書に添付。</p> <p>○2012年度に当期損益の単年度黒字を達成する収支計画を策定。</p> <p>1 設備投資</p> <p>・設備投資額は2012年度までの累計で1,496億円</p> <p>・申請書において設備投資額の内訳を提示。</p> <p>2 資金調達</p> <p>・資金調達については、資本金800億円、借入金1,300億円、計2,100億円の調達を計画。</p> <p>・認定後の出資については、提携予定者らと基本合意を締結。</p> <p>・借入金については、ベンダファイナンスやリース、銀行借入を合わせて調達する計画。金融機関などが関心を表明。</p> <p>3 事業の収益性</p> <p>・2012年に当期損益の単年度黒字を達成する計画を策定。</p>	<p>・A社とC社は、2012年度末までに全国90%以上の人口カバー率の達成を計画(参照-1)する中で、A社は現行サービスの設備の活用などにより、C社は共同開発済の低廉な小型基地局の使用などにより(参照-2)、継続的な事業運営のための効率的な計画を有する。</p> <p>・資金調達については、A社は設備投資資金を現行サービスの減価償却費からの繰り入れで賄うとしている一方、他の3社は増資や借入金によって設備投資資金を調達する計画。いずれも出資者の合意等や金融機関の関心表明書を取り付け、申請書に添付。</p> <p>・事業の収益性については、各社とも認定期間中(2012年迄)に当期損益の単年度黒字を達成する計画である中、A社は2011年度に当期損益の単年度黒字を達成する計画。</p> <p>・以上のことから、A社とC社は、開設計画の認定期間中(2012年迄)に他の2社より広い区域におけるサービス提供を予定しているにもかかわらず設備投資を他の2社より効率的に実施するための具体的な計画を有していることから、これを継続的に安定した事業運営を実現するための財務的基礎の充実に資するものとして評価した。</p> <p>また、資金調達については、A社が設備投資資金の半分程度を現行サービスに今後計上される減価償却費から繰り入れる計画を有することから、これを継続的に安定した事業運営を実現するための財務的基礎が充実しているものとして評価した。</p> <p>これらを総合し、A社をA、C社をB+、B社及びD社をBと評価した。</p>

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること</p> <p>1 人員の確保(有資格者) 2 ネットワークの管理体制 3 障害時の対応体制</p>	<p>評価:B</p> <p>○有資格者を含む人員の確保に関する計画が示されている。 ○ネットワークの管理体制、障害時の対応体制の構築については、現行の体制の活用及び業務委託を通じて行う計画。</p> <p>1 人員の確保(有資格者)</p> <p>・現行サービスの要員を充てることで有資格者を含む必要な人員を確保する計画。</p> <p>2 ネットワークの管理体制</p> <p>3 障害時の対応体制</p> <p>・現行サービスの保守管理及び障害対応体制を活用する計画。 ・業務委託を通じた管理体制の構築を計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○有資格者を含む人員の確保に関する計画が示されている。 ○ネットワークの管理体制、障害時の対応体制の構築については、出資者の電気通信事業者による協力を通じて行う計画。</p> <p>1 人員の確保(有資格者)</p> <p>・出資者の電気通信事業者が人材協力を行うことにより有資格者を含む必要な人員を確保する計画。</p> <p>2 ネットワークの管理体制</p> <p>3 障害時の対応体制</p> <p>・出資者の電気通信事業者が体制の構築を支援する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○有資格者を含む人員の確保に関する計画が示されている。 ○ネットワークの管理体制、障害時の対応体制の構築については、出資者の電気通信事業者の協力及び業務委託を通じて行う計画。</p> <p>1 人員の確保(有資格者)</p> <p>・出資者の電気通信事業者が人材協力を行うことにより有資格者を含む必要な人員を確保する計画。</p> <p>2 ネットワークの管理体制</p> <p>3 障害時の対応体制</p> <p>・出資者の電気通信事業者が体制の構築を支援する計画。 ・業務委託を通じた管理体制の構築を計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○有資格者を含む人員の確保に関する計画が示されている。 ○ネットワークの管理体制、障害時の対応体制の構築については、提携する携帯電話事業者との協力及び業務委託を通じて行う計画。</p> <p>1 人員の確保(有資格者)</p> <p>・戦略的提携を通じた携帯電話事業者との人材協力に関する合意などにより有資格者を含む必要な人員を確保する計画。</p> <p>2 ネットワークの管理体制</p> <p>3 障害時の対応体制</p> <p>・戦略的提携を通じて携帯電話事業者が体制の構築を支援する計画。 ・業務委託を通じた管理体制の構築を計画。</p>	<p>・各社とも既存の電気通信事業者が経営に参画し、ネットワークの保守管理などの体制構築を支援するとともに、既存事業者が有する取引関係を活用した業務委託などの調整を実施している。</p> <p>・以上のことから、電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制については、各社の取組みに顕著な差は認められず、各社ともBと評価した。</p>
<p>6 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること</p> <p>1 コンプライアンス(法令遵守) 2 個人情報保護対策 3 苦情処理等の体制</p>	<p>評価:B</p> <p>○一般的な法令遵守、個人情報保護、苦情処理対応のための適切な対応策を講ずる予定。</p> <p>1 コンプライアンス</p> <p>・法令遵守に関する内部規定(ガイドライン)を策定しており、申請書に添付。</p> <p>2 個人情報保護対策</p> <p>・個人情報保護ポリシーの策定、安全管理措置の実施などにより対応。</p> <p>3 苦情処理等の体制</p> <p>・全国7ヶ所にカスタマーサービスの拠点を設置し、電話などにより問合せや苦情などに対応する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○一般的な法令遵守、個人情報保護、苦情処理対応のための適切な対応策を講ずる予定。</p> <p>1 コンプライアンス</p> <p>・法令遵守に関する内部規定を策定。</p> <p>2 個人情報保護対策</p> <p>・セキュリティポリシーの策定、情報漏洩対策の実施などにより対応。</p> <p>3 苦情処理等の体制</p> <p>・エンドユーザ対応は、基本的にMVNOなどが実施。ただし、一元的な顧客管理システムを構築し、一部を開放することでMVNOをサポートする計画を有する。</p>	<p>評価:B</p> <p>○一般的な法令遵守、個人情報保護、苦情処理対応のための適切な対応策を講ずる予定。</p> <p>1 コンプライアンス</p> <p>・法令遵守に関する内部規定(行動指針)を策定し、申請書に添付。</p> <p>2 個人情報保護対策</p> <p>・プライバシーポリシーの策定、安全管理措置の実施などにより対応。</p> <p>3 苦情処理等の体制</p> <p>・カスタマーサービス部を設置するとともに、外部委託も活用してカスタマーサービスセンターを運用する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○一般的な法令遵守、個人情報保護、苦情処理対応のための適切な対応策を講ずる予定。</p> <p>1 コンプライアンス</p> <p>・法令遵守に関する内部規定を策定。</p> <p>2 個人情報保護対策</p> <p>・個人情報保護ポリシーの策定、組織体制の整備などにより対応。</p> <p>3 苦情処理等の体制</p> <p>・カスタマーサービスセンターを中心としたオペレーション体制を新設する計画。</p>	<p>・各社とも個人情報の取扱いをはじめ法令遵守に係る内部規定を策定し、開設計画に添付。</p> <p>・以上のことから、法令遵守、利用者の利益の確保その他の適切に業務を行う体制の確保については、各社の取組みに顕著な差は認められず、各社ともBと評価した。</p>

二 混信の防止等					
比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するためのより優れた技術を導入すること。</p> <p>・隣接システムとの混信を防止するための技術の導入</p>	<p>評価:B</p> <p>○フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによって混信を防止する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによって混信を防止する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによって混信を防止する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによって混信を防止する計画。</p>	<p>・各社とも隣接するシステムとの混信回避のための技術の導入に関する計画を申請書に添付。</p> <p>・以上のことから、混信を防止するための技術の導入については、各社の取組みに顕著な差は認められず、各社ともBと評価した。</p>
	<p>隣接システムとの混信を防止するための技術の導入</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、フィルタの設置や基地局間のサイトエンジニアリングの実施により対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための技術の導入</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、送信フィルタやアンテナ指向性の調整によるサイトエンジニアリング、受信フィルタの設置等により対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための技術の導入</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、RFフィルタの追加やサイトエンジニアリングの実施、GPSによる同期の確保、干渉検出機能の実装などにより対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための技術の導入</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、バンドパスフィルタの導入やサイトエンジニアリングの実施などにより対応する計画。</p>	
<p>2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策がより充実していること。</p> <p>・隣接システムとの混信を防止するための対応</p>	<p>評価:B</p> <p>○干渉調整ルールの締結や事前協議などにより適切に対応する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○社内に担当部署を設け、事前協議により対応する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○社内に担当部署を設け、事前協議により対応する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○基本的に事前協議により対応する計画。</p>	<p>・各社とも隣接するシステムとの混信回避のための調整や協議に関する計画を申請書に添付。</p> <p>・以上のことから、混信を防止するために講じられる対策については、各社の取組みに顕著な差は認められず、各社ともBと評価した。</p>
	<p>隣接システムとの混信を防止するための対応</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、事前協議による干渉調整ルールの締結や個別の混信防止協議により対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための対応</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、干渉対策WGを設置し、基地局に関するパラメータ等の通知による事前協議や個別の混信防止協議により対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための対応</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、対応窓口を設置し、基地局展開計画の情報交換などによる事前協議や個別の混信防止協議により対応する計画。</p>	<p>隣接システムとの混信を防止するための対応</p> <p>・隣接するN-STAR、衛星モバイル放送、固定系地域バンド、他の全国系BWA事業者との混信回避について、事前協議の働きかけや個別の混信防止協議により対応する計画。</p>	

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>3 小セル化及び空間多重技術の導入による収容効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するためのより優れた技術の開発及び導入をする計画を有していること。</p> <p>1 周波数配置 2 技術開発 3 将来の拡張に関する計画 4 運用制限への対応</p>	<p>評価:A</p> <p>○現行サービス同様自律分散、マイクロセルなどを実現するBWAシステムを自ら開発、実用化。1周波繰返し利用の実現により電波の能率的な利用を実現。</p> <p>○屋内用の小型基地局を2012年までに約7,000局設置することで収容効率を向上させるための具体的な計画を有する(参照-1)。</p> <p>○自律分散型システムはセル設計が不要であることから、①20MHzシステムへの拡張、②運用制限、いずれも特段の対応を必要とせずネットワークを構築可能。</p> <p>1 周波数配置</p> <p>・自律分散型システムを使用することにより、1周波繰返し利用を基本とする周波数配置を用意。</p> <p>2 技術開発</p> <p>・屋内用の小型基地局を開発するとともに、設置の具体的な計画を有する。</p> <p>・自律分散、マイクロセルなどの現行サービスの技術をBWAで実用化するための技術開発や実証実験を蓄積。</p> <p>3 将来の拡張に関する計画</p> <p>・標準化動向に合わせて20MHzシステムの導入を図る計画。</p> <p>4 運用制限への対応</p> <p>・自律分散型でセル設計が不要であり、また、マイクロセルの構築により基地局の数を確保できるため運用制限に対する特段の対応は不要。</p>	<p>評価:B</p> <p>○セグメンテーションの導入により、通信品質の劣化が生じるものの、セル間干渉を回避する周波数配置を用意。</p> <p>○収容効率の向上などのため、ビームフォーミング、ヌルステアリング、FFRの導入について今後検討を行う計画。</p> <p>○20MHzシステムへの拡張を予定するが、周波数配置は今後の検討課題。</p> <p>○運用制限に対しては、FFRの導入について今後検討を行う計画。</p> <p>1 周波数配置</p> <p>・セル間干渉を回避するため、10MHzシステムを3セクタに分割するシステム(セグメンテーション)による周波数配置を用意。</p> <p>2 技術開発</p> <p>・ビームフォーミングの実用化に向けた実証実験などの実績を有する。</p> <p>・ビームフォーミング、ヌルステアリング及びFFRの導入については今後検討を行う計画。</p> <p>・基地局装置についてはベンダと共同開発中。</p> <p>3 将来の拡張に関する計画</p> <p>・機材の開発状況に合わせ、20MHzシステムの導入の検討を予定。</p> <p>4 運用制限への対応</p> <p>・セグメンテーションを用いた10MHzシステムを使用し、FFRの導入については今後検討を行う計画。</p> <p>・トラヒックの急増時は運用制限期間内であっても運用制限帯域の使用について協議を申し入れることも視野。</p>	<p>評価:A</p> <p>○複数ベンダとの共同開発や実証実験を通じて通信品質の劣化を受けない1周波繰返し利用(FFR)を既に実用化し、電波の能率的な利用を実現。</p> <p>○屋内用小型基地局を共同開発を終了し、2012年までに約19,000局設置することで収容効率の向上を実現する計画(参照-1)。</p> <p>○20MHzシステムへの拡張を視野に入れた周波数配置を既に用意。</p> <p>○FFRの実用化により、運用制限に対しても通信品質を維持する周波数配置を既に用意。</p> <p>1 周波数配置</p> <p>・自ら開発に参画してFFRの実用化を行い、FFRを用いた10MHzシステムによる周波数配置を用意。</p> <p>2 技術開発</p> <p>・屋内用の小型基地局を共同開発済。設置の具体的な計画を有する。</p> <p>・複数ベンダとの装置の共同開発や実証実験を通じ、FFRを実用化。</p> <p>3 将来の拡張に関する計画</p> <p>・FFRを用いた10MHzシステムを基本とし、将来の20MHzシステムの導入を視野に入れた周波数配置を既に用意。</p> <p>4 運用制限への対応</p> <p>・FFRを用いた10MHzシステムを基本とした周波数配置を既に用意し、通信品質の維持を図る計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○10MHzシステムの3周波繰返し利用により、周波数の利用効率は落ちるものの、セル間干渉を回避する周波数配置を用意。</p> <p>○収容効率の向上などのため、ビームフォーミングやFFRの導入について今後検討を行う計画。</p> <p>○将来の拡張は、機材の開発状況に合わせて10MHzシステムの高度化の検討を予定。</p> <p>○運用制限に対しては、FFRの導入について今後検討を行う計画。</p> <p>1 周波数配置</p> <p>・セル間干渉を回避するため、10MHzシステムを3周波繰返しで使用する周波数配置を用意。</p> <p>2 技術開発</p> <p>・ビームフォーミングの実用化に向けた実証実験などの実績を有する。</p> <p>・ビームフォーミングやFFRの導入については今後検討を行う計画。</p> <p>3 将来の拡張に関する計画</p> <p>・20MHzシステムの導入は予定せず、機材の開発状況に合わせ、10MHzシステムの高度化の検討を予定。</p> <p>4 運用制限への対応</p> <p>・セグメンテーションを用いた10MHzシステムを使用し、FFRの導入については今後検討を行う計画。</p>	<p>・BWAシステムに求められるサービス特性に鑑み、申請者は従来の携帯電話以上に電波の能率的な利用を確保するための取組みが求められる。この点、A社は共同開発を通じて自律分散やマイクロセルなどの現行サービスの技術をBWAシステムに実用化。C社はBWAシステムの活用に関する共同開発を通じて通信品質の劣化を受けない1周波繰返し利用を実現するシステム(FFR)を実用化。</p> <p>・BWAの高度化に向け、2006年12月の情報通信審議会からの一部答申においてBWAの20MHzシステムの導入は継続的検討課題とされているが、A社のシステムは自律分散型であり柔軟な対応が可能。C社は20MHzシステムへの拡張を視野に入れた周波数配置を既に用意。</p> <p>・開設指針において一部の帯域が平成26年12月まで運用制限を受けることが規定されているが、A社とC社は運用制限による通信品質の劣化を防ぐための具体的な計画を保有。</p> <p>・以上のことから、①電波の能率的な利用の観点から、共同開発などを通じて自律分散型のBWAシステムを既に実用化したA社及び通信品質の劣化を受けない1周波繰返し利用を実現するシステム(FFR)を既に実用化したC社を評価した。また、A社はマイクロセルの構築と7,000局の屋内基地局の設置、C社は屋外基地局以上の約19,0002万の屋内基地局の設置(参照-1)などの点において収容効率向上に資する具体的な計画を有する点を評価した。</p> <p>②20MHzシステムの導入については、自律分散型システムの活用で対応するA社、FFRの実用化を踏まえた周波数配置を既に用意しているC社を評価した。</p> <p>③運用制限への対応についても、②と同様、A社とC社を評価した。</p> <p>これらを総合し、A社とC社をA、B社とD社をBと評価した。</p>

三 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与					
比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>1 本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的な計画を有していること。</p> <p>1 利用のオープン性、公平性 2 MVNOの実績など</p>	<p>評価:B+</p> <p>○現行のサービスと同様、MVNOに対する標準約款の策定や技術的条件を公開し、他事業者との協業による無線設備の利用促進を行う計画。</p> <p>○現行のサービスにおいては、標準約款を策定するとともに、接続に当たっての柔軟な対応を行い、<u>MVNOとの協業の実績</u>。</p>	<p>評価:A</p> <p>○標準約款の策定や技術的条件を公開し、公平な無線設備の利用促進を行う計画。</p> <p>○完全に再販専門の事業者を設立し、MVNOに対して公平な無線設備の提供を確保する体制を確立する計画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○標準約款の策定や技術的条件を公開するとともに、MVNOに対する説明会や専門窓口の設置を予定。</p>	<p>評価:B</p> <p>○標準約款の策定や技術的条件を公開するとともに、MVNOに対する専門部署の設置を予定。</p>	<p>・A社は既に現行のサービスで他事業者との協業の実績があり、BWAの事業においても同様の協業の計画を有する。</p> <p>・B社は、自らは小売を行わずMVNOへの再販のみを行う新会社を設立し、<u>MVNO間の公平な取扱いの実現を確保する体制を確立する計画を策定</u>。</p> <p>・各申請者とも標準プランの策定や接続インタフェースの公表等、無線設備の利用を促進するための計画を策定することとしている。</p> <p>・A社とC社はMVNOに対する意見交換会や説明会を予定し、C社とD社は専門窓口や専門部署の設置することを計画。</p> <p>以上のことから、いずれの申請者もネットワークのオープン性を確保し、MVNOによる無線設備の利用促進のための計画を表明している中、とりわけ自らは利用者に対する小売を行わずにMVNOへのネットワークの再販事業に特化しているB社の公平な無線設備の利用促進に向けた体制構築の方針を特に評価した。また、現行サービスにおいて既にMVNOとの協業を実現してきたA社のこれまでの実績も評価した。</p> <p>これらを総合し、A社をB+、B社をA、C社及びD社の2社をBと評価した。</p>
	<p>1 利用のオープン性、公平性</p> <p>・契約約款を策定、公開予定。</p> <p>・網間接続の技術的条件を公開するとともに、MVNOに試験環境を提供していく計画を有する。</p> <p>・2008年度にMVNOと意見交換を実施予定。</p> <p>・現行サービス同様、BWA事業においてもW-SIM(小型通信モジュール)を開発し、端末のオープン化を予定。</p> <p>・IMS、SDP、SIPといったオープンインターフェースを採用し、MVNOとの柔軟な相互接続が可能となる網構成とする計画。</p> <p>2 MVNOの実績など</p> <p>・現行サービスでデータカード利用者の約2割がMVNO事業者のサービス。</p> <p>・1999年から現行サービスでMVNOにネットワークを提供しており、現在7社のMVNOが協業してサービスを提供。</p> <p>・MVNOと協業するに当たってインタフェースの公開、標準約款の策定などの実績。</p>	<p>1 利用のオープン性、公平性</p> <p>・接続約款又は標準約款を策定・公表予定</p> <p>・技術仕様書、各種連携定義書の策定・公開を予定。</p> <p>・MVNO内の折り返しなど、MVNOの收容効率を高めるための検討を予定。</p> <p>・自らは利用者への小売を行わず、完全に再販専門の事業者を設立し、<u>MVNOに対して出資の有無にかかわらず公平な無線設備の提供を確保する体制を確立する計画</u>。</p> <p>2 MVNOの実績など</p> <p>・BWA事業のために設立された新会社であり、MVNOに関する実績はないが、出資者の携帯電話事業においてMVNOによる協業を検討中。</p>	<p>1 利用のオープン性、公平性</p> <p>・卸料金・接続条件等の標準プランを策定・公開予定。MVNOによる認証・課金・料金回収代行や帯域料金によるネットワークの提供も検討予定。</p> <p>・MVNOに対する説明会の開催を予定(2008年)。</p> <p>・卸電気通信役務・相互接続の専門窓口の設置を予定。</p> <p>2 MVNOの実績など</p> <p>・BWA事業のために設立された新会社であり、MVNOに関する実績はないが、出資者である電気通信事業者は一部のネットワークをMVNOに提供する実績を有する。</p>	<p>1 利用のオープン性、公平性</p> <p>・卸電気通信役務、事業者間接続に関する料金、提供機能などに関する標準プランを策定・公開予定。</p> <p>・社内にMVNOに対する専門部署の設置を予定。</p> <p>2 MVNOの実績など</p> <p>・BWA事業のために設立された新会社であり、MVNOに関する実績はないが、出資を予定する携帯電話事業者は一部のネットワークをMVNOに提供する実績を有する。</p>	

比較審査基準	A社	B社	C社	D社	評価の考え方
<p>2 1のほか、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。</p> <p>1 サービスの概要 2 事業体の形態 3 標準化活動への参画</p>	<p>評価:B-</p> <p>○現行サービスと同等の料金水準で、現行のデータ通信サービスの高度化・高速化を実現する計画。 ○現行のサービスと同様に端末の多様性を確保した事業展開を計画。 ○現行サービスの運営形態を特段の変化なく継続していく計画。</p> <p>○BWAシステムの標準化活動などに参画。</p>	<p>評価:B</p> <p>○ネットワークの再販事業を専門で行い、MVNOの柔軟かつ円滑なサービス提供を実現する仕組みを提供。</p> <p>○子会社又は関連会社が携帯電話事業を営む出資者が主体となって事業運営。</p> <p>○BWAシステムの標準化活動などに参画。</p>	<p>評価:B+</p> <p>○出資者であるベンダとの協業により、携帯電話とは異なる新形態のモバイルブロードバンドサービスを提供。 ○上記ベンダの端末(デバイス)開発に合わせたサービス提供を計画。 ○出資者である携帯電話事業者がBWAの全国網の構築を主導。</p> <p>○出資者がBWAシステムの標準化活動に早期から積極的に貢献。</p>	<p>評価:A</p> <p>○出資者のADSL事業者が中心となってBWAのプラットホームを構築。 ○多様な産業と連携したサービス提供の実現を目指す計画。 ○提携する携帯電話事業者の経営への関与を限定し、出資者であるADSL事業者が筆頭株主となって事業運営の主導を図る。</p> <p>○BWAシステムの標準化活動などに参画。</p>	<p>・申請者間で計画の具体的内容は異なるものの、各社とも、既存の携帯電話(3G)事業に見受けられる垂直統合型とは異なる形態で、<u>他産業との提携や協業を視野に入れた事業の展開</u>を計画している。</p> <p>・A社は既存事業体である一方、B社、C社、D社は各社ともBWA事業を行う新会社を設立。3社とも既存の3G事業者とは異なる経営体制を構築する計画を有するものの、<u>3G事業者の経営への参画度合い</u>については申請者間に差異が存在。</p>
	<p>1 サービスの概要</p> <p>・定額制で月額3,000～4,000円程度のサービス提供を予定し、2012年度末で約240万加入、営業収益1,488億円を見込む。 ・現行サービスと同様、スマートフォンやPDA端末、小型通信モジュール(W-SIM)を提供し、BWAシステムによるモバイルブロードバンドサービスを提供していく計画。</p> <p>2 事業体の形態</p> <p>・設立:2004年10月1日 <u>既存事業者。</u></p> <p>・<u>第三代移動通信システムの無線局の免許人等の出資比率:10%</u></p> <p>3 標準化活動への参画</p> <p>・BWAシステムの標準化(ITU勧告)への取組みの実績 ・現行サービスの通信システムの海外展開活動の実績を有する。</p>	<p>1 サービスの概要</p> <p>・定額制で月額平均2,350円でMVNOにネットワークを再販(小売料金は4,000円前後)し、2012年度末で309万加入、営業収益797億円を見込む。 ・小売などの利用者に対する営業活動はMVNOが行うこととする一方、MVNOによる事業へのサポートを提供していく計画。</p> <p>2 事業体の形態</p> <p>・設立:2007年9月10日 <u>BWA事業のために新会社設立。</u></p> <p>・<u>第三代移動通信システムの無線局の免許人等の出資比率:32%</u></p> <p>3 標準化活動への参画</p> <p>・標準化団体でのBWAシステムの標準化への貢献の実績。 ・BWAシステムのフォーラムに参画。</p>	<p>1 サービスの概要</p> <p>・月額平均3,200円程度のサービス提供を予定し、2012年度末で約500万加入、営業収益1,243億円を見込む。 ・社会インフラとしてBWA網を整備し、出資者であるベンダとの提携を通じて多様な端末を投入し、新市場を創造・開拓していく計画。</p> <p>2 事業体の形態</p> <p>・設立:2007年8月29日 <u>BWA事業のために新会社設立。</u></p> <p>・<u>第三代移動通信システムの無線局の免許人等の出資比率:32%</u></p> <p>3 標準化活動への参画</p> <p>・BWAシステムの標準化作業に対する早期からの積極的な貢献の実績(出資者らによる寄与文書104、活動要員63人)。 ・BWAシステムのフォーラムに参画。</p>	<p>1 サービスの概要</p> <p>・定額制で月額3,500円程度のサービス提供を予定し、2012年度末で257～365万加入、営業収益1,048億円を見込む。 ・放送、CATV、自動車、ゲーム、鉄道など事業者との提携を通じてBWAのプラットホームを構築していく計画。</p> <p>2 事業体の形態</p> <p>・設立:2007年7月3日 <u>BWA事業のために新会社設立。</u></p> <p>・<u>第三代移動通信システムの無線局の免許人等の出資比率:0%(2009年以後の出資比率は23%を予定)</u></p> <p>3 標準化活動への参画</p> <p>・BWAシステムのフォーラムに参画。</p>	<p>・各社とも、BWAシステムの標準化活動などへの貢献を行う計画を有する中で、<u>C社は早期から出資者がBWAシステムの標準化に貢献。</u></p> <p>・<u>以上のことから、A社は現行サービスの運営形態を継続しつつBWAシステムへの移行を図るものである一方、B社、C社、D社は新規事業体としての経営体制を構築している点を評価した。その際、事業の新規性の観点から、第三代移動通信システムの無線局の免許人等の出資比率を勘案した。</u></p> <p>上記3社の中では、D社が既存の第三代移動通信事業者の経営への参画度合いを抑え、<u>出資者であるADSL事業者が事業を主導する体制を構築した点を新規性の観点から特に評価した。</u></p> <p>また、<u>BWAシステムの標準化活動に対するC社の出資者の早期からの貢献についても評価した。</u></p> <p>これらを総合し、A社をB-、B社をB、C社をB+、D社をAと評価した。</p>

対抗的な比較審査の結果

	A社	B社	C社	D社
A社	/	○	×	○
B社	×	/	×	○
C社	○	○	/	○
D社	×	×	×	/

【参考：各社の対抗的な比較審査の結果】

<凡例(左)>
 ○：優位が認められるもの
 △：同等と認められるもの
 (11の比較審査項目ごとに実施)

<凡例(右)>
 ○：小項目ごとの○の数の合計
 △：小項目ごとの△の数の合計
 (小項目の数の合計は31)

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
A社	○			○					○			◎
B社		△	△		△	△	△	△		△	○	

	○	△	判定
A社	11	16	◎
B社	4		

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
A社				○	△	△	△	△	△	○		
C社	○	○	△								○	◎

	○	△	判定
A社	3	23	
C社	5		◎

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
A社	○			○					○	○		◎
D社		△	△		△	△	△	△			○	

	○	△	判定
A社	11	17	◎
D社	3		

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
B社					△	△	△	△		○		
C社	○	○	△	○					○		○	◎

	○	△	判定
B社	1	20	
C社	10		◎

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
B社	○			△	△	△	△	△	△	○		◎
D社		△	△	△	△	△	△	△			○	

	○	△	判定
B社	3	27	◎
D社	1		

	第一項 第1号	第一項 第2号	第一項 第3号	第一項 第4号	第一項 第5号	第一項 第6号	第二項 第1号	第二項 第2号	第二項 第3号	第三項 第1号	第三項 第2号	判定
C社	○	○		○					○	△	△	◎
D社			△		△	△	△	△				

	○	△	判定
C社	10	20	◎
D社	1		